地方独立行政法人
北海道立総合研究機構

電子申請について

建築性能試験センター　安全性能部

道総研　建築研究本部　建築性能試験センターは

構造計算適合性判定の
電子申請を開始します。

2023年3月中にスタート予定

電子申請とは

窓口等で書面（紙）によって行っていた申請手続きを、インターネットを通じて会社や自宅のPCなどから行うことです。

CADやBIM等によって建築確認等の申請書に添付する図面などは、電子的に作成されていることが一般的です。また、建築確認等の電子申請は「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」などにより実施可能となり、電子申請の活用が促進されています。

電子申請の目的

手続き等の関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の第1条より

電子申請のメリット

1. 申請のための窓口までの**移動が不要**
2. 申請書類を宅配便など送る**手間が不要**
3. 印刷が不要となり製本などの手間と**経費を削減**
4. **24時間**、どこからでも申請が可能
5. データの**保管・管理のための**場所が削減できます。

電子申請の主な流れ

申請者
1. 利用者登録

センター
2. 利用者承認

申請者
3. 審査図書アップ

センター
4. 受理・審査

センター
5. 追加説明依頼

申請者
6. 補正図書　アップ

センター
7. 再確認

センター
8. 審査終了

センター
9. 適合通知

センター
10. 最終データアップ

申請者
11. 最終データ
ダウンロード

申請者
12. 確認機関へ提出

電子申請のイメージ

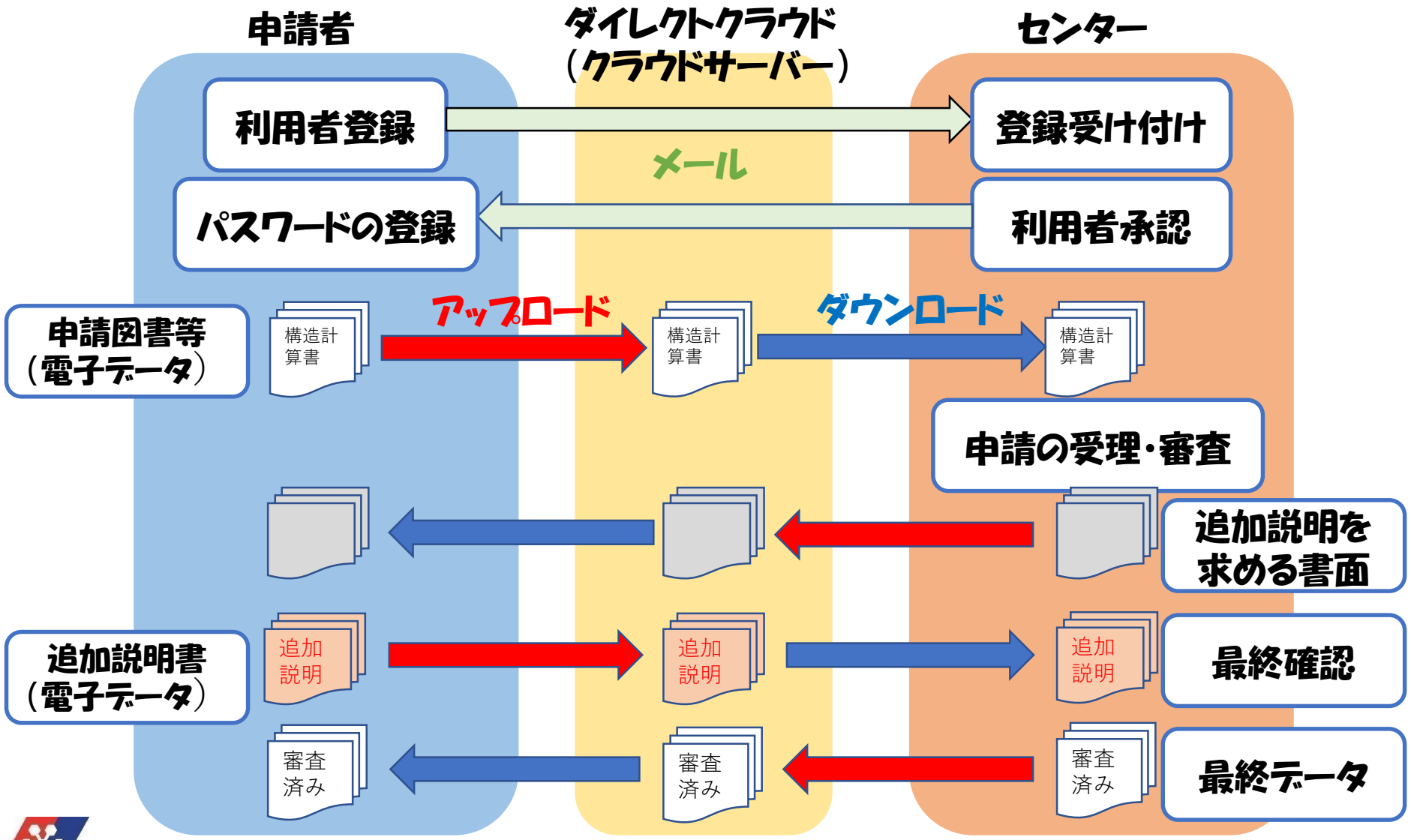
申請者
ダイレクトクラウド
（クラウドサーバー）
センター
利用者登録
登録受け付け
メール
パスワードの登録
利用者承認
申請図書等
（電子データ）
構造計
算書
アップロード
構造計
算書
ダウンロード
構造計
算書
申請の受理・審査
追加説明を
求める書面
追加説明書
（電子データ）
追加
説明
追加
説明
追加
説明
最終確認
審査
済み
審査
済み
審査
済み
最終データ

電子申請の留意事項

1. 同計画の確認申請を行う建築主事または確認検査機関に、電子データによる「判定申請書等（副本）」の提出が可能であることを必ずご確認ください。当センターでは、最終データを書面に印刷することはできかねます。

電子申請の留意事項

2. 電子申請は、出来るだけ事前審査を受け誤字、不整合がない最終版の申請図書としてから電子申請の申し込みをお願いいたします。なお、申請に不備がないことを確認した後に受理し本受付になります。

電子申請の留意事項

3. 電子申請図書等のデータは、当センターのクラウドサーバーへ**24時間データが送信可能**ですが、審査及び事務手続きは営業時間内(8:45～17:30、土日祝日、12月29日～1月3日等を除く)に行います。**営業時間外に図書等**をご提出いただいた場合は、**次営業日の受理**となることをご了承ください。

電子申請の留意事項

4. 電子申請であっても、「受付書」、「適合通知書」、「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」は書面（紙）での交付になります。

5. 最終確認後にセンター交付する最終データ（従来の副本）はPDFファイルとし当センターのロゴマークのスタンプのみを付与します。（電子署名、タイムスタンプはなし）

電子申請の留意事項

6. 申請に先立ち、「システム利用登録書」をメールで提出してください。
7. 「システム利用登録書」は、申請（物件）ごとに必要になります。
8. 当センターより、パスワード設定メールを送信しますので24時間以内に登録をお願いします。

電子申請の留意事項

9. 最終データ(副本)には，判定結果通知書(写し)のデータを添付します。

10. 最終データ(副本)と判定結果通知書(写し)のダウンロードは、交付日から30日間になります。

電子申請の留意事項

11. 最終データ(副本)等をダウンロードできる方は原則、建築主と建築主に委任された代理者になりますが、構造計算適合性判定申請書(計画通知書)の第二面【3. 設計者】に記載されている方まで登録できます。

電子申請用のファイルについて

1. 提出ファイルは、指定されたファイル形式としてください。
2. PDFの解像度は300dpi以上としてください。
3. PDFのセキュリティ機能をはずしてください。（書き込みが可能な状態で提出）

（注：一貫計算ソフトの出力は、一度設計者の方がPDFで再出力してください）

電子申請用のファイルについて

4. 追加説明書は、追加検討および補正したページのみをPDFファイルにし、ファイル名を「構造計算書（追加説明書１）」等としてください。図面も、意匠図（追加図面１）等としてください。

（すべての図面や構造計算書一式を添付されるとすべてのページを、その都度再確認することになるので審査に非常に時間を用します。）

電子申請用のファイルについて

5. 複数棟の場合、ファイル名の末尾に(棟名)を記載してください。
6. PDFにタイムスタンプを付与しないでください。
7. PDFは可変性のない状態としてください。(レイヤーの作成、注釈や図形描写による修正したPDFは、再度PDFで出力したファイルを提出してください。)

ファイル形式について

事前・本申請	申請図書名	提出ファイル形式例
事・(本)	システム利用登録書	Word・PDF
事	事前審査申込書	Excel・PDF
本	判定申請書（または計画通知書）	Word・PDF
本	申出書	Excel・PDF
本	委任状	PDF
本	建築計画概要書	Word・PDF
本	その他建築士法安全証明書など	Word・PDF
事・本	意匠図	PDF
事・本	構造図	
事・本	構造計算書	
事・本	地盤調査報告書	
事・本	電算入力データ	各プログラムのファイル

申請図書の提出方法

申請図書等のファイルをzip形式等の圧縮ファイルにまとめてからデータでアップロードしてください。

〇〇新築工事申請図書一式.zip

- 申出書（PDF、Excel）
- 委任状（PDF、Word）
- 建築計画概要書（PDF、Word）
- 申請書（PDF、Word）
- 意匠図（PDF）
- 構造図（PDF）
- 構造計算書（PDF、Word）
- 一貫計算出力（PDF、Word）
- 地盤調査報告書（PDF、Word）

本申請後の指摘事項への対応

本申請受理後に、不備な点や不明点が判明した場合、指摘事項一覧を書面にて申請者様に交付します。その場合、指摘回答書または追加説明書などのPDFファイルをアップロードします。

追加説明書、補正図書は以下に示す提出方法でお願いいたします。

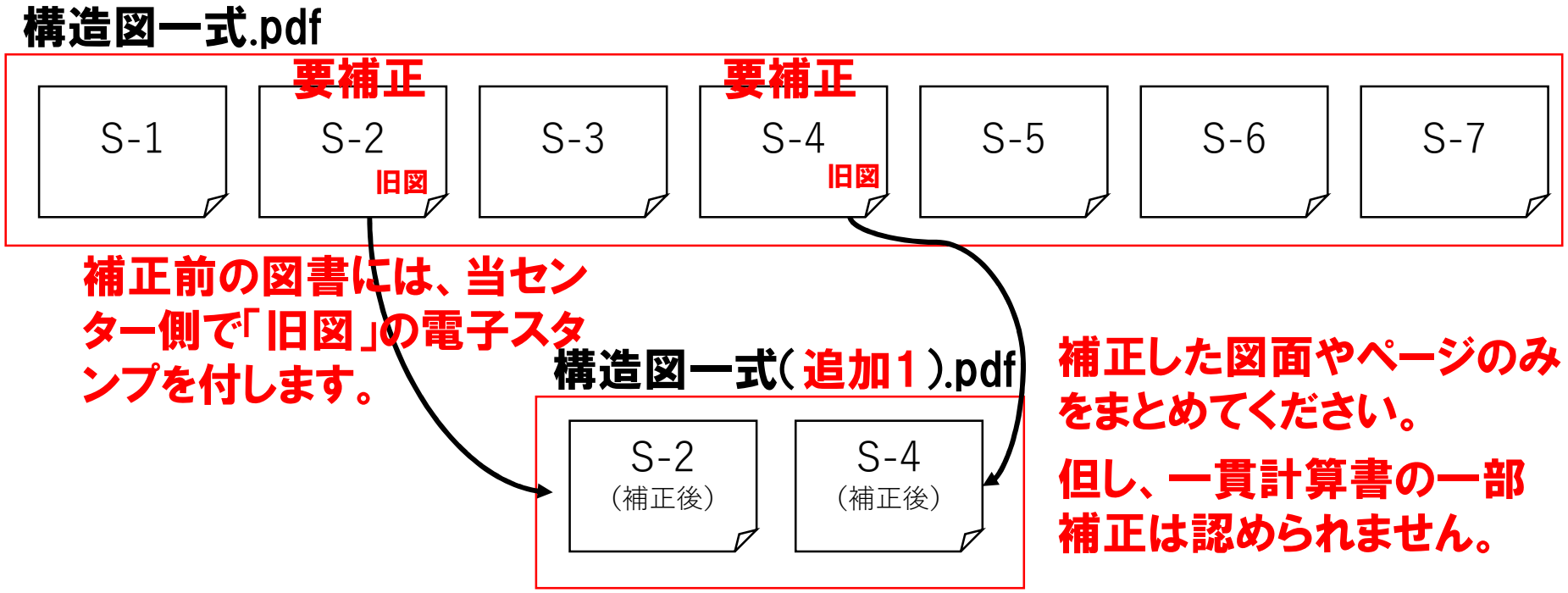

その他

- 設備図は原則添付不要です。
- 意匠図の天空率図、法規チェック図等も添付不要です。
- 構造適判の申請と並行して建築確認申請をすすめ双方の指摘に対して図書等の整合性に注意しながら進めてください。
- 適合判定通知書が建築主事等に提出された後に、確認申請書等に補正が行われた場合で、補正の内容が特定構造計算基準等に適合するかどうかの審査を要しないものである場合には、既に提出された適合判定通知書に基づき確認済証を交付できます。

詳細については、ホームページより今後掲載予定の「電子申請の手引き」をお読みください。

構造計算適合性判定業務

電子申請の手引き

2023年（令和5年）2月版

目次

1 はじめに・・・

電子申請を是非ご利用ください。
電子申請開始時期が確定しましたら、
ホームページでお知らせいたします。

疑問点などがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

建築性能試験センター　安全性能部
構造判定課（札幌オフィス）
TEL　011－204－5362
E-mail　nrbc@hro.or.jp
担当：森松、千葉